

災害時における応急生活物資の供給等の支援に関する協定書

山形県（以下「甲」という。）と株式会社ファミリーマート（以下「乙」という。）とは、災害時における応急生活物資（以下「物資」という。）の調達及び供給に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山形県地域防災計画に基づき、甲が行う被災地等への物資調達及び供給等の活動に対する乙の協力について、必要な事項を定めるものとする。

（調達物資の範囲）

第2条 この協定に係る物資とは、原則として食料品、日用品および生活雑貨とし、別表に定めるもののうち、甲から乙に対する要請時点で乙が調達および製造可能な物資とする。

（協力要請）

第3条 災害時において甲が応急生活物資を必要とするときは、甲は乙に対し、物資の供給を要請することができるものとする。

2 前項に係る要請は、甲から乙に対し文書をもって行うものとする。ただし、緊急を要するときは、口頭または電話等をもって要請し、事後に文書を提出するものとする。

（要請に伴う措置）

第4条 乙は、前条第1項の規定により甲から協力要請を受けたときは、可能な範囲において、物資の調達及び供給に積極的に協力するものとする。

（物資の運搬、引渡し）

第5条 物資の引渡し場所は、甲が状況に応じ、指定するものとし、引渡し場所までの物資の運搬は、乙又は乙の指定する者が行なうものとする。ただし、乙又は乙の指定する者の運搬が困難な場合は、甲または甲の指定する者が行なうものとする。

2 甲は、当該場所に職員を派遣し物資を確認のうえ引き取るものとする。

3 甲は、前項による引き取りを市町村に代行させることができる。

4 乙は、物資の引渡しが終了した後、次に掲げる事項を速やかに書面により甲に報告するものとする。

（1）引渡しの日時及び場所

（2）引渡しに係わる物資の品目及び数量

（実績報告）

第6条 乙は、本協定に基づき物資を供給したときは、甲に対し、別に定める様式により実績報告を行うものとする。

(費用負担)

第7条 乙が供給した物資の対価及び引渡し場所までの運搬に係る費用実費は、甲または甲の指定する地方自治体が負担するものとし、その費用の算出は、災害発生直前時における適正な価格（災害発生前の取引については取引時の適正な価格）を基準として、甲乙協議して定めるものとする。

(体制の整備)

第8条 甲と乙は、連絡体制、連絡方法、連絡手段等について、物資供給に支障を来さないよう、常に点検、改善に努めるものとする。

(車両の運行)

第9条 甲は、甲の要請に基づき乙が物資を運搬する場合には、運搬に使用される車両を緊急通行車両として通行できるよう支援するものとする。

(実施要領)

第10条 この協定に係る様式および実施に係る細目等は、実施要領として別に定めるものとする。

(その他)

第11条 この協定および前条の実施要領に関し、疑義または定めのない事項が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

(有効期間)

第12条 この協定は、締結の日からその効力を発揮するものとし、甲または乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を持続するものとする。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自その1通を所持するものとする。

平成20年 6月 4日

甲 山形県山形市松波二丁目8-1

山形県知事 齋藤 弘

乙 東京都豊島区東池袋3-1-1
株式会社ファミリーマート

代表取締役社長 上田 準二

別表（第2条に規定する物資）

物資区分	区 分	品 名
食 料 品	主 食	おむすび、弁当
	副 食	缶詰、カップみそ汁、カップラーメン、レトルト食品
	飲 料	水、茶
日用品およ び生活雑貨	衣料等	下着類、軍手、タオル
	日用品	紙オムツ、石鹼、洗剤、ティッシュ、ライター、カップ、生理用品、割り箸、スプーン、懐中電灯、乾電池
そ の 他	上記に定めのないもののうち、災害状況に応じて甲が緊急に指定する物資 で乙が調達または製造可能な物資	